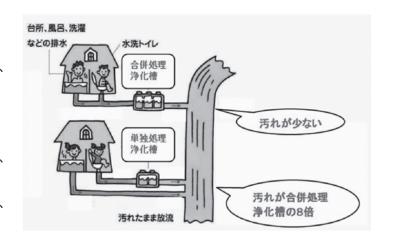
#### 市民環境課 ☎0738-23-5506 FAXO738-24-3255

# **浄**化槽について考えてみませんか?

## ~10月1日は浄化槽の日~

家庭の台所などから出る生活雑排水を、そ のまま水路から河川に流すと河川の水質を悪 化させるため、合併処理浄化槽や公共下水道、 農業集落排水などの処理施設を整備し、生活 排水の適正処理を図る必要があります。

現在、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を利 用した水洗トイレを設置されているご家庭で、 水回りの改修を検討されている場合は、合併 処理浄化槽の補助金制度を設けていますので、 ご相談ください。



### ○浄化槽設置整備事業補助金

補助の利用を希望される場合は、事前に本人かご家族の方が市民環境課までお越しのうえ、相談・申し込みを 行ってください。

#### ◆補助金額

#### ~単独処理浄化槽・くみ取り便槽から転換の場合~

建物種類	人槽区分	浄化槽設置 補助金額	配管工事費 補助金額	単独処理浄化槽 撤去費補助金額	くみ取り便槽 撤去費補助金額	単独処理浄化槽 雨水貯留槽転換 補助金額
専用住宅または併用住宅	5人槽	330,000円		120,000円	90,000円	90,000円
	6~7人槽	414,000円	300,000円			
	8~50人槽	546,000円				
飲食店または 民宿等	11~50人槽	546,000円	対象外			

#### ~新築・解体後の建替えの場合~

建物種類	補助対象となる人槽区分	浄化槽補助金額
	5人槽	330,000円
専用住宅または   併用住宅	6~7人槽	414,000円
	8~50人槽	546,000円

- ◆締め切り 11月28日(金)※受付期間中でも補助予定基数【70基】に達した時点で終了となります。
- ◆申し込み・問い合わせ 市民環境課 ☎0738-23-5506 FAX0738-24-3255

#### ◎浄化槽の機能を正常に保つために

水をきれいにして流してくれる浄化槽ですが、水質をきれいな状態で流し続けていくためには、 適正な維持管理が必要です。

浄化槽を適正に維持管理していくために、次の3つの事項が義務付けられています。

- ①保守点検…浄化槽の装置の点検・修理、汚泥の確認、消毒剤の補充など(年3回以上)
- ②清掃…浄化槽の中に溜まった汚泥の塊の除去、付属装置・機械類の洗浄(年1回以上)
- ③水質検査(法定検査)